

議案第 119 号

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 3 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 粗大ごみの排出について、有料粗大ごみ処理券によらない排出方法を規定
する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第55条第2項に規定する者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、必要事項を記載した紙面を添付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があると区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

第55条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、同項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者であって規則で定めるもの及び第58条の規定により前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を免除された者については、有料粗大ごみ処理券の交付を省略するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第38条並びに第55条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみの排出について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみの排出については、なお従前の例による。